

みんなのかんきょう

第44号 平成17年11月発行



【主な内容】

ふるさとの環境自慢

「榎谷の滝」名田庄村

特集

アスベスト問題

私達の活動紹介

城山エコミュージアム実行委員会

福井市 鷹巣幼小中学校

読者の窓

イベント情報

その他

表紙写真／三方五湖
(社)福井県観光連盟



ふるさとの環境自慢

まきだに

「榎谷の滝」名田庄村



三段滝

名田庄村は、福井県の最南西部に位置し、村のほぼ中央を南川が流れています。

豊かな自然がいくつも残っており、村固有の財産となっています。その中でも「野鹿の滝」(落差約30mの滝)が有名です。

しかし、野鹿の滝にも負けずとも劣らない滝が榎谷地区にあります。幻の滝と呼ばれる「足谷の滝」です。約22mの落差ながらほぼ垂直に落ちているためかなりの迫力があります。

ここにはいくつもの滝があり、右の写真は、三段滝といいます。その名の通り滝が途中で折れ曲がり三つの滝が連なっているのです。写真は一段目の滝で、段差がついており普通の滝とはまた少し違った魅力があり、見る者を飽きさせない滝です。

そして、特にすばらしいとされる「足谷の滝」「三段滝」「一反滝」「庵の谷滝」「舟ヶ谷滝」の五つを総称して「榎谷溪流五ヶ

所の滝」と呼ばれています。

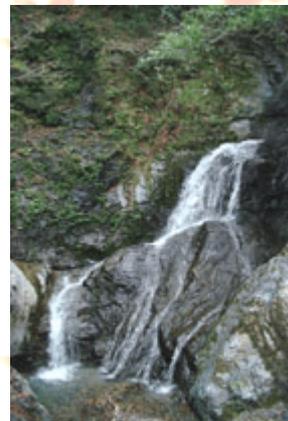
さらに「命取の水」と呼ばれる湧き水もあり、《死ぬまでに一度は口にしないと死ねない》と伝えられているほどおいしい水です。地元ではこの水でお茶を沸かして飲むそうです。

しかし、まだ遊歩道などが整備されていないため、気軽に行ける場所ではありません。村では、なるべく手を加えず、秘境の雰囲気を残しながら整備したいと考えています。お出かけの際は、村観光協会(0770-67-2412)にお確かめください。

また、ここはホテルの里としても知られています。観賞スポットを設けるとともに、保護にも努めています。6月の中旬～下旬にかけてたくさんのホテルが私たちを迎えてくれます。

上の写真がホテルの里公園です。公園といっても見た目にはわかりにくいのですが、ホテルの事を考え、自然をできるだけ残しているのです。

手つかずの自然が数多く残る名田庄村の中でも、ここは特にふるさとの風景を残しています。都会とは違う時間の流れが感じられることでしょう。(名田庄村郷づくり課 大下慎也)



足谷の滝



ホテルの里公園



♪ふるさとの環境自慢募集中！！♪
 みなさんのふるさと自慢で1ページをかざりませんか。1,000字程度の原稿に地図・写真を添付して応募してください。場所の紹介だけでも結構です。
 採用された方には記念品をお送りします。

特集 アスベスト問題

◆はじめに

本年6月下旬に、アスベスト製品の製造事業者が、アスベストが原因のがん「中皮腫」で多くの従業員が死亡していることを発表し、また、その工場近くに住んでいた住民も中皮腫を発病または死亡していることを明らかにしました。

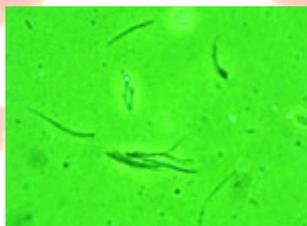
その後、全国各地でアスベストが原因と思われる死亡例が相次いで報告され、大きく報道されました。また、アスベストを使用した建物の解体時などに作業員や周辺の住民に健康被害が及ぶのではとの不安から、大きな社会問題となっており、県民の間でも不安は高まっています。
 そこで、今回はアスベストについて考えてみたいと思います。

【アスベストとは】

アスベストは、天然に産する鉱物繊維のことで、石綿(せきめん、いしわた)と呼ばれています。

[参考]アスベストの種類

| 分類 | アスベスト名 | 備考 |
|------|--------------|---------------------------------|
| 蛇紋石系 | クリソタイル(白石綿) | ・建材等の製品については労働安全衛生法に基づき製造・輸入等禁止 |
| 角閃石系 | クロシドライト(青石綿) | ・労働安全衛生法に基づき製造・輸入等禁止 |
| | アモサイト(茶石綿) | |
| | アンソフィライト | ・他のアスベストの鉱床中に不純物として含まれる |
| | トレモライト | ・日本国内の産業界で使用されていない |
| | アクチノライト | ・建材等の製品については労働安全衛生法に基づき製造・輸入等禁止 |



アスベスト繊維
 (顕微鏡写真)



クリソタイル

【アスベストの特性】

アスベストは、物質的特性として、
 (1) 紡織繊維性
 (2) 耐熱性
 (3) 抗張力
 (4) 耐薬品性
 (5) 絶縁性・耐磨耗性・防音性
 があり、経済的に安価なこととあわせて、様々な工業製品に使用されてきました。

出典:ロックウール工業会

【アスベストの利用形態】

昭和30年代から昭和50年代初頭にかけて、ビル等の建築工事において、保温断熱等の目的で吹付けアスベストが使用されていました。



吹付けアスベストの例

また、安価な工業材料として建築用のスレート材、防音材、断熱材、保温材、自動車のブレーキなど様々な工業製品に使用されましたが、現在では、代替品のない一部を除き、原則として製造等が禁止されています。

【建築物での使用例】

鉄骨の耐火被覆、浴室、厨房、トイレの天井・壁、屋根、耐火間仕切り、天井・壁の内装材(防耐火材料として)、外

装材、床タイル等

【アスベストについての我が国の規制】

(1)建築工事におけるアスベストの吹付けについて

特定化学物質等障害予防規則(昭和50年改正)

- ・アスベストの吹付けの原則禁止(現在は、全面禁止)

吹付けアスベストの使用期間は、昭和30年から昭和50年頃までとされていますが、昭和55年以前に施工された吹付け岩綿(ロックウール)には、アスベストが含まれている場合があります。

(2)アスベストおよびアスベスト含有製品の使用について

労働安全衛生法(平成7年4月改正)

- ・アスベストのうちアモサイト(茶石綿)、クロシドライト(青石綿)の製造・使用等禁止

同(平成16年10月改正)

- ・アスベスト含有製品の製造、輸入、譲渡、提供、使用の禁止(代替品のないもの、不純物としてのアスベストを1.0%以下含む場合を除く)

使用中のアスベスト含有建築材料については、制約を受けません

(3)アスベストによる障害の予防について

特定化学物質等障害予防規則(昭和46年)

- ・アスベストを製造し、または取り扱う作業について、換気装置の設置、作業主任者の選任等のばく露防止対策の義務付け、健康診断、作業環境測定等の対策の実施

石綿障害予防規則(平成17年7月)

- ・建築物の解体作業等におけるアスベスト粉じんの飛散防止対策等の義務付け

【アスベストによる健康被害】

アスベストの繊維は、肺線維症(じん肺)、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られています(WHO報告)。

アスベストによる健康被害は、アスベストを扱ってから長い年月を経て出てきます。例えば、中皮腫は平均35年前後という長い潜伏期間の後で発病することが多いとされています。アスベストを吸い込んだ可能性のある方で呼吸困難、咳、胸痛などの症状のある方、その他特に御心配な方は、近隣の呼吸器科もしくは呼吸器外科等を診療科目に掲げている医療機関に相談・診察されることをお勧めします。

医療機関一覧

| 医療機関名 | 住所 | 電話番号 |
|----------------------------|---------------|--------------|
| 福井県立病院 | 福井市四ツ井2-8-1 | 0776-54-5151 |
| 福井県済生会病院 | 福井市和田中町舟橋7-1 | 0776-23-1111 |
| 福井赤十字病院 | 福井市月見2-4-1 | 0776-36-3630 |
| 福井総合病院 | 福井市新田塚1-42-1 | 0776-21-1300 |
| 福井大学医学部附属病院 ^(注) | 吉田郡松岡町下合月23-3 | 0776-61-3111 |
| 福井社会保険病院 | 勝山市長山町2丁目6-21 | 0779-88-0350 |
| 公立丹南病院 | 鯖江市三六町1丁目2-31 | 0778-51-2260 |
| 市立敦賀病院 | 敦賀市三島町1丁目6-61 | 0770-22-3611 |
| 独立行政法人国立病院機構福井病院 | 敦賀市桜ヶ丘町33-1 | 0770-25-1600 |
| 公立小浜病院 | 小浜市大手町2-2 | 0770-52-0990 |

(注)アスベスト中皮腫外来を毎週金曜日の午前中に開いております。
詳しくは、地域医療連携センター(電話:0776-61-8451)にお問い合わせください。

【建物のアスベスト使用の確認】

アスベストは、スレート材、防音材、断熱材、保温材、吸湿材などに使用されていますが、一概に家屋のどの部分にアスベストが使用されているか、断定することはできません。製品のメーカー名や商品名が分かる場合には、メーカーに直接お問い合わせください。

【建築物の解体時の飛散防止】

アスベストを使用した建築物を解体する時は、最寄の健康福祉センターへの事前の届出が必要です。届出のあった建築物の解体等については、健康福祉センターが審査を行い、作業基準(飛散防止措置)の遵守状況の監視を行います。

【アスベストが使われている家庭用品】

近年の家庭用品にはアスベストはほとんど使われなくなっています。
万一、アスベストが使われているような古い家庭用品があったとしても、それらに使われているアスベストの量はきわめて少量です。また、多くの場合は樹脂などに練りこんであるので、粉碎などをしない限り、飛散する可能性はほとんどありません。

【福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例】

県では、県民の安全・安心を確保する観点から、国の対応を待つことなく、全国に先駆けて条例を制定し、10月11日に公布、施行しました。
(規制・罰則関係は、11月1日施行)

条例のポイント

(1)アスベスト発生施設に関する規制

大気汚染防止法の規制対象とならない規模の製造施設の規制

(2)アスベスト排出等作業に関する規制

大気汚染防止法の規制対象とならない規模の建築物の解体等工事に関する規制

(3)アスベスト吹付け材使用建築物に関する措置

アスベスト吹付け材使用建築物の適正な維持管理義務および台帳の整備

【建物を適正に管理するための指針】

11月1日から、アスベスト製品製造施設や解体等工事に対する規制が強化されたほか、アスベスト吹付け材が使用されている建築物を所有、管理、占有されている方は、大気中へのアスベストの排出、飛散を防止するための措置を講ずるよう努めなければならないこととなっています。

県では、建築物からのアスベストの排出、飛散を防止するための措置を促進するため、所有者等がどのようにすればよいかをとりまとめた指針を策定しました。

本指針は、県環境政策課(県庁4階)、各健康福祉センター、各土木事務所で配布しています。また、県ホームページでも公開しています。

【アスベストに関する情報の提供】

県のホームページの「アスベスト関係情報」に県の条例や規則、「アスベストに関するQ&A」、「アスベスト関係の相談窓口」、「アスベスト関係リンク集」などを掲載しています。

今後も、相談窓口の継続開設やホームページの内容充実を図りながら、皆さんの相談や情報の提供に努めてまいります。

(福井県安全環境部環境政策課)

《損傷、劣化の程度と措置の実施の方法》

措置は、アスベスト吹付け材が損傷・劣化している場合に、その程度に応じて左表のように行います。表面の荒れ、浮き、損傷、欠損等がない場合には、定期的な点検管理等を行ってください。

| 損傷、劣化の程度 | 飛散のおそれ | 処理工法の選定 |
|-------------------------|--------|--------------------|
| 損傷、欠損等が部分的にある | 小さい | 封じ込め、補修後囲い込み、除去、封鎖 |
| 吹付け材全体に表面の荒れがある | 大きい | 補修後囲い込み、除去、封鎖 |
| 吹付け材に下地との遊離、全面の損傷、劣化がある | 極めて大きい | 除去、封鎖 |

(注)除去等の措置を実施する場合は、建設、建築、解体等の関係団体や専門業者にご相談ください。

アスベストに関するお問い合わせ先等

福井県環境政策課アスベスト関連ホームページ
⇒<http://info.pref.fukui.jp/kankyuu/asbestos.html>

【総合窓口】

| | | |
|--------|-----------------------|-----------------------------|
| 県環境政策課 | 福井市大手3-17-1 福井県庁4階 | 0776-21-1111 内線2445、2446 |
|--------|-----------------------|-----------------------------|

【健康に関する問い合わせ先】

| | | |
|--------|-----------------------|-----------------------------|
| 県健康増進課 | 福井市大手3-17-1 福井県庁3階 | 0776-21-1111 内線2623～2625 |
|--------|-----------------------|-----------------------------|

各健康福祉センター

| | | |
|----|-------------|--------------|
| 福井 | 福井市西木田2-8-8 | 0776-36-1116 |
|----|-------------|--------------|

| | | |
|----|---------------|--------------|
| 坂井 | あわら市春宮2-21-17 | 0776-73-0600 |
|----|---------------|--------------|

| | | |
|--------|-----------|--------------|
| 奥越(大野) | 大野市天神町1-1 | 0779-66-2076 |
|--------|-----------|--------------|

| | | |
|-------|------------|--------------|
| 〃(勝山) | 勝山市栄町1-5-6 | 0779-88-0359 |
|-------|------------|--------------|

| | | |
|--------|--------------|--------------|
| 丹南(鯖江) | 鯖江市水落町1-2-25 | 0778-51-0034 |
|--------|--------------|--------------|

| | | |
|-------|--------------|--------------|
| 〃(武生) | 越前市文京2-13-39 | 0778-22-4135 |
|-------|--------------|--------------|

| | | |
|----|----------|--------------|
| 二州 | 敦賀市開町6-5 | 0770-22-3747 |
|----|----------|--------------|

| | | |
|----|------------|--------------|
| 若狭 | 小浜市四谷町3-10 | 0770-52-1300 |
|----|------------|--------------|

【建築物に関する問い合わせ先】

| | | |
|--------|-----------------------|------------------------|
| 県建築住宅課 | 福井市大手3-17-1 福井県庁9階 | 0776-21-1111 内線3486 |
|--------|-----------------------|------------------------|

各土木事務所の建築営繕課、建築課、総務課(建築グループ)

| | | |
|----|-------------|--------------|
| 福井 | 福井市城東4-28-1 | 0776-24-5111 |
|----|-------------|--------------|

| | | |
|----|-------------|--------------|
| 三国 | 三国町錦4-26-68 | 0776-82-1111 |
|----|-------------|--------------|

| | | |
|----|------------|--------------|
| 大野 | 大野市友江11-14 | 0779-66-1221 |
|----|------------|--------------|

| | | |
|----|-------------|--------------|
| 勝山 | 勝山市滝波町1-569 | 0779-88-1600 |
|----|-------------|--------------|

| | | |
|----|------------|--------------|
| 鯖江 | 鯖江市西山町14-2 | 0778-51-2256 |
|----|------------|--------------|

| | | |
|----|---------------|--------------|
| 武生 | 越前市上太田町42-1-1 | 0778-23-4545 |
|----|---------------|--------------|

| | | |
|----|--------------|--------------|
| 今立 | 越前市粟田部町53-12 | 0778-42-2000 |
|----|--------------|--------------|

| | | |
|----|------------|--------------|
| 朝日 | 越前町気比庄3-17 | 0778-34-0464 |
|----|------------|--------------|

| | | |
|----|--------------|--------------|
| 敦賀 | 敦賀市中央町1-7-36 | 0770-22-4661 |
|----|--------------|--------------|

| | | |
|----|------------|--------------|
| 小浜 | 小浜市遠敷1-101 | 0770-56-2100 |
|----|------------|--------------|

【分析機関】

| | | |
|-----------|---------------|--------------|
| 県工業技術センター | 福井市川合鷺塚町61-10 | 0776-55-0664 |
|-----------|---------------|--------------|

| | | |
|--------------|--------------|--------------|
| (株)北陸環境科学研究所 | 福井市光陽4丁目4-27 | 0776-22-2771 |
|--------------|--------------|--------------|

| | | |
|-------------|-----------|--------------|
| 福井県環境保全協業組合 | 福井市角折町8-3 | 0776-35-4001 |
|-------------|-----------|--------------|

| | | |
|---------------|------------|--------------|
| (株)福井環境分析センター | 越前市北府2-1-5 | 0778-21-8158 |
|---------------|------------|--------------|

(注)アスベストの分析には、「定性分析」と「定量分析」があり、検査方法、種類は分析機関によって、異なるので、詳細は各分析機関にお問い合わせください。

私達の活動紹介

城山エコミュージアム実行委員会

私たちは、福井市街地の南、中心部から比較的近い場所にある“城山(じょうやま)”という場所を自然の博物館(エコミュージアム)と位置づけ、そこをフィールドとして四季を通して様々な活動を行っています。

1. 観察会活動: 講師の方を招いて自然の中で楽しみながら学べる観察会

春: 山野草観察会(七草粥を食べよう!)

夏: ホタル観察会

秋: 赤とんぼ観察会

冬: 野鳥観察会



2. 森づくり事業: 城山への植樹および下草刈り活動

2004年度に、“冒険の森づくり”と題して

城山の一部(約6,000m²)に地域の方々と協力して広葉樹を植樹(約2,600本)しました。また、2005年度より“草刈り義勇軍”を募り、下草刈り活動を開始しています。100年後にはそれらの木々がたくさんの花や実を結び、人も含めて様々な生き物が訪れる魅力あふれる森になっている様子が目に浮かび、今から楽しみにしています。

私たちはこのような活動に、少しでも多くの方が楽しみながら参加して頂きますようちょっとしたお楽しみ(七草粥や流しそうめん、焼き芋etc)を加えています。何より“楽しむ”ことを忘れず、活動を続けていきたいと思えます。みなさんも一度、ここ城山を訪れてみませんか？
(城山エコミュージアム実行委員会 松山 幸広)



福井市 鷹巣幼小中学校

私たちの学校は、幼小中学校併設で、越前海岸国定公園内にある鷹巣海水浴場に隣接した小高い丘の上であり、小学校の校舎の窓からは日本海を眺め渡せます。素晴らしい自然に恵まれた学校では、20数年前より、「浜清掃」と称して、鷹巣海岸の美化活動に取り組んでいます。今では保護者の中にもその「浜清掃」の経験者がいて、学校行事としてだけでなく、PTA活動としても、保護者と子どもと教員が一緒になって、浜清掃に取り組むこともあります。特に今年は、同じ鷹巣中学校区の長橋幼小中学校とも連携して、「長橋・鷹巣の一斉海岸清掃」へと拡大・発展して行いました。次から次へと流れ着くごみを拾い集めることで、自分たちの海は自分たちの手できれいにしていこうという意識がしっかり根付いてきています。

そして、美しくなった鷹巣海岸では、毎年、中学生がペットボトルのリサイクルいかだを使っての「いかだレース」を、小学生が縦割り班活動で遊んだり、海水浴をしたりする「サマーフェスティバル」を行っています。

こうした活動を通して、子どもたちが大人になる10年後、20年後までも鷹巣の海が美しく、かつ「ふるさとを愛し、守っていこうとする心」が子どもたちの中にいつまでも育まれることを願いながら、今後も活動を続けていきたいと思えます。

(福井市鷹巣小学校 黒川 暢子)



◆ ホタルの記事が印象的でした。私が小さい頃は川に行けば必ずたくさんのホタルに出会えたのに、今は見つけることが困難な時代です。子供たちには、何とかして見せてやりたいですね。(あわら市 主婦 女性)

◆ 地球上で起きている異常気象の根源が、我々がやってきたことにあるのですから、見直さなければいけないし、少しでも改善できることがあればやれる範囲ではありますが、取り組んでいきたい。(勝山市 アルバイト 女性)

◆ 京都議定書でCO²排出量の目標数値が決められたにもかかわらず90年以降8%も逆に増えていることを知り、少しショックでした。一般家庭で太陽光発電4kWを設置するにも経済的に負担が大きい気がしますが、長い目で見て私達一人一人の電力に対する意識を変えていくべきだと痛感しました。(敦賀市 会社員 女性)

◆ 昨年取立山へ初めて登りました。登山道の整備は北友会の方がされていると記事で知りました。ご苦労様です。(勝山市 農業 女性)

◆ 梅の里小学校のヒダサンショウウオの発見にはビックリしました。身近な自然を十分に体験している取組みにこれからも期待しています。(東京都 会社員 男性)

おめでとうございます！

緑綬褒章

岩本 すさのさん(福井市)は、多年にわたり、福井駅周辺の清掃活動を毎日実施し、地域の環境美化に尽力するなど、地域住民の環境美化活動の意識の向上に貢献したとして、緑綬褒章を受章しました。



福井県県民社会貢献活動表彰

「平成17年度ボランティア・NPOの集い」が開催され、折戸 外史さん(福井市)、奥村 美智子さん(若狭町)が、日頃から美化活動を通じて社会に貢献したとして、県民社会貢献活動知事奨励賞を受賞されました。

環境省環境管理局水環境部長表彰

河川等水環境の保全に貢献したとして、次の方々が選ばれました。

阪本 周一さん(三国町)は30年以上にわたり、九頭竜川の水質や生物調査を行い、平成14年には、ボランティア団体「エコネイチャー・彩みくに」を立ち上げ、環境保全活動に取り組まれています。

「泉共有財産保全会」(敦賀市)は、昭和45年に結成され、歴史のあるおしょうずを地域の財産として守るなど、地域の森林や湧き水の整備・保存活動に取り組まれています。

リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰

大角 正信さん(福井市)は、昭和60年、他に先駆けてごみ資源のリサイクルを始め、62年には「福井市のくらしと環境をよくする会」を設立、リサイクルの推進に努められたとして、3R推進協議会会長賞を受賞されました。

関西エコオフィス大賞

「福井県民生活協同組合」が関西広域連携協議会主催の平成十六年度関西エコオフィス大賞を受賞されました。平成七年に本部センターへの太陽光発電システムの導入を機に、そのシステムを活用し、地元小中学校に、自然エネルギーやオフィスの省エネ・新エネ活動に関する環境学習の場を提供するなど環境啓発活動に取り組まれていることが評価されました。

食べ残しを減らす取組み[只今、推進中！]



食べ残しについて考えよう。

あなたの家では、食材を十分に使いきっていますか？せっかく作った料理が残ってしまったらどうしていますか？

また、パーティーなどの宴席で残された料理はどうなるのでしょうか。

福井県では、県民の皆さんや事業者の方のご協力をいただき、「食べ残し」について調査を行いました。(平成16年9月から10月にかけて実施)

その結果によると、家庭においても事業者においても「食べ残し」を減らすため、様々な気配りがなされていました。

「食べ残し」は、毎日のライフスタイルを少し見直すだけで減らしていくことができます。

ごみを減らすために忘れてはいけない「食べ残し」。「食べ残し」についてちょっと考えてみませんか。

食べ残しや生ごみを減らすために「**3つのR**」を心掛けよう。

Reduceリデュース:ごみを減らそう

食べ物の買いすぎ、作りすぎ、注文のしすぎをなくそう。作りすぎてしまった場合は、おすそ分けしたり、冷凍するなどしよう。

Reuseリユース:もう一度使おう

食べきれなかったものや残り野菜を別のメニューにアレンジするなど、上手に使い切ろう。

Recycleリサイクル:もう一度作り直して利用しよう

食用油を石けんに、出ってしまった生ごみを堆肥化するなどして、再利用しよう。

ふくい環境シンポジウム

環境ふくい推進協議会では、平成6年10月の設立以来、環境保全活動の普及とパートナーシップの拡大を図るため、毎年環境シンポジウムを開催しています。

11回目となる今回は、今年2月に京都議定書が発効されたことに呼応し、福井県内で地球温暖化問題についてどの様に実践していくかを県民の方々に考えていただくため、12月の「地球温暖化防止月間」直前に「地球温暖化防止」をテーマにシンポジウムを開催します。

【日時】平成17年11月26日(土)13:30～16:30

【会場】福井商工会議所ビル 国際ホール(福井市西木田2-8-1)

【内容】

●表彰式

環境ふくい推進協議会会長表彰

温暖化ストップ家族大作戦表彰

●基調講演

「カラダで感じる環境とエネルギー」

講師:福嶋 輝彦氏(有)PTP代表

●ワークショップ

自転車発電や風力発電で環境とエネルギーを体感していただきます



ECOカーライフはじめませんか!?

地球温暖化の防止、大気環境への負荷低減を図るため、低公害車の導入促進および環境に配慮した運転(エコドライブ)の普及啓発冊子「ECOカーライフはじめませんか!?(平成17年度版)」を発行しました。

冊子をご要望の方は、県環境政策課までご連絡ください。



「環境ふくい推進協議会」からのお知らせ

メールマガジン

環境ふくい推進協議会では、環境に関するイベント情報をメールマガジンを活用し、タイムリーに提供することにより、会員相互の情報の共有化を図っております。

情報を発信したい方、受信したい方は下記アドレスまでご連絡ください。

E-mail:kankyuu@pref.fukui.lg.jp

ホームページ⇒<http://www.erc.pref.fukui.jp/eco/kfs.html>

協議会の事業紹介やイベント案内「みんなのかんきょう」のバックナンバーも掲載しています。ぜひ、のぞいてみてね。

環境ふくい推進協議会 会員募集！！

環境ふくい推進協議会では、随時会員を募集しています。

環境問題に関心のある方、本紙『みんなのかんきょう』を毎号読みたい方、当協議会主催行事等の情報を知りたい方は、ぜひご入会ください。お待ちしております！

《年会費》

個人会員：500円

企業会員：10,000円(1口以上何口でも可)

団体会員：無料

《申込み・問合せ先》

環境ふくい推進協議会事務局(福井県環境政策課内)

TEL:0776-20-0301

編集後記

アスベスト問題など過去のことと思っていましたが、クボタの問題から端を発し、次々と実態が明らかになるにつれて、他人事ではなくなってきました。一人一人が正しい情報、知識をもって対処していきたいですね。(H)